

社会の多様化・複雑化やめまぐるしい変化に伴って様々な法的問題や政治的課題が次々と生じており、これらに対応するための立法が活発に行われています。いうまでもなく、その作用を担っているのが国会であり、衆参両院では、政府提出法律案の審議・議決を行うだけでなく、議員が主体となった議員立法が積極的に行われています。

参議院法制局は、これを補佐する機関として、参議院において議員や会派の依頼に応じて法律案や修正案の立案などの職務を行っている組織です。国民の代表である議員から持ち込まれる依頼は、人々の多様な意見や利害を反映したものであり、新たなニーズや発想によるものも少なくありません。他方、立法については、憲法適合性をはじめ法的な合理性や整合性などを備えたものであることが必要です。そこでは、あらゆる知識・情報を動員し、政策的思考と法的思考を駆使して、法制度設計と条文づくりが行われることとなります。

法律案の立案には独特な思考や技術が必要となります。しかし、それはみなさんが大学などで学んできたことと無縁なものではありません。その思考は、みなさんが法律学の勉強を通じて身に付けてきた法解釈的な思考等をベースとしつつ発展させたものであり、その技術はみなさんが触れてきた法律に用いられているものです。

特に、立法においては、個別具体的問題の妥当な解決にとどまらない創造的・制度的な視点・思考が必要不可欠となってきますが、これについても心配は無用です。それらは、日々の職務・経験を通じて身に付け、磨いていくものであり、また、政治的な調整などとともに立法作業の醍醐味ともなるものです。

立法作業においてまず求められるのは、とことん考え抜き議論する姿勢と、柔軟でバランスのとれた思考であり、そのベースとなるのが熱いハートとクールな判断力です。そして、議院法制局がその役割を果たしていくためには、何といっても人が財産となります。私たちは、それぞれの職員が職務を通じて共に学び合い成長・発展することで、組織としてその専門性を高めていきたいと考えています。

みなさん、参議院法制局でその思いや力を発揮してみませんか。

参議院法制局長 **川崎 政司**

参議院法制局の組織

参議院法制局は、参議院事務局と同様に参議院に置かれ、法制局長のほか75名の職員で構成されています。

参議院法制局の組織としては、職員の任免権を持つ法制局長以下、法制次長の統括の下に、立案部門（第1部から第5部まで及び法制主幹）及び庶務部門（総務課及び調査課）が置かれています。

立案各課の担当する立案等の事務は、常任委員会等の所管に対応して割り振られています。

総合職として採用された職員は、立案部門に配属されます。異動を通じて幅広い分野の法制度に携わりつつ、立案の視座、技術などについて研鑽を重ねていきます。

